

経 済 研 究

第14巻 第1号

January 1963

Vol. 14 No. 1

租 税 の 安 定 化 作 用

高 橋 長 太 郎

政府部門は経済におけるひとつの decision-maker である。その決意において、戦略的に重要なのは租税関数と財政支出水準の決定である。

ところが、この2つの手段を不変のままにしておいても、租税収入が所得水準に依存する限り、所得変動に伴って租税収入は変動し、好況あるいはインフレーションの時期には財政に剰余を生じ、逆に不況あるいはデフレーションの時期には財政に不足を生じる。すなわち、政府が積極的な財政政策を講じなくても自動的にインフレ・ギャップとデフレ・ギャップを調整できる。この所得水準の均衡化が着目されて、これが経済に安定化作用を及ぼすと考えられたのである。

けれども、租税収入の自動安定化装置(built in stabilizer)ということが唱えられてから最近にいたるまで、自動屈伸性(automatic flexibility)と安定性(stability)とを混同していたのである。ようやく租税収入の屈伸性は乗数過程と結びつけられて、はじめて安定化作用を及ぼすことが認識されるようになった。

また、「装置」と呼びうる機構は、租税関数の構造に他ならないのに、これにあまり立入っていない。そこで屈伸性の機構と安定化作用とを区別し、その関係を明らかにしなければならない。

II 自動屈伸性

租税は民間貨幣所得に対して課せられる。したがって、以下の叙述において所得とは物価変動を含む貨幣所得であり、しかも政府収入を除いた民間所得——すなわち個人所得と法人所得の合計でなければならない。通常の国民所得とは内容が異なるのである。

普通に次のように漠然と考えられている。個人所得税のように税率が累進制であれば、景気に対する感応度は強い、と。しかし、法人税のように比例税であっても法人所得は個人所得よりも甚しく変動して、高額層へ偏ることがあるから、法人税の景気感度は個人税に劣らぬことがある。

だから、税率と所得変動といずれが税収の屈伸性に与える影響が大きいかは、実測の結果をまたなければわからない。

さらに、税収の景気感度に影響を及ぼすのは、法定税率ではなくして、実効税率である。実効税率とは実際の階層別課税額であって、法定税率と実効税率とに差異を生ずるのは、所得税、法人税の場合はそれぞれ個人所得と法人所得の分布において、また消費税の場合には消費支出の分布において変化のあったことを、すなわち分布が高額層

と低額層のいずれかに偏ったことを示しているのである。法定税率表を眺めるだけでは景気感度はわからない。

租税収入の景気感度は、税収の所得弾力性であると考えられている。この弾力性に影響を与える要因は、(1)所得変動の周期と振幅、(2)所得分布の変化、(3)課税所得の範囲(免税点の位置)、(4)租税関数の形状(限界税率と平均税率)である。

この景気感度の高い税種目は、取引所税、印紙税、有価証券取引税などであるが、租税収入の割合から言って重要な個人・法人の所得税を対象としよう。(たとえば、昭和36年度国税収入中、所得税は22.3%、法人税は31.3%)

(1) 所得変動における周期と振幅。所得変動の振幅は、個人所得よりも法人所得の方が甚しい。したがって、課税所得に占める法人所得の割合が大きいほど、租税構造が不変な限り、税収の所得弾力性に与える影響が大きいはずである。

所得変動の周期が短かく、振幅が大きいほど弾力性は強い。だから、短期の装置としての屈伸性だけを目標とするならば、そのようなはげしい振動は必ずしも安定化とは結びつかない。屈伸性をもつことが安定化であると考えられた初期の思想は、次第に改められるようになるわけである。

たとえば、W. Vickery [3] は、不況の時期の税収に対する好況の時期の税収の比率をもって、屈伸性を測定する尺度としたが、その比率の大きいことは anti-cyclical と言えても、平均化の傾向が強いとは言えないからである。

一様に成長する経済においては、後に述べる課税構造の方が重要である。

(2) 課税所得の範囲。課税所得は諸控除済みの純所得(Y)と課税最低限(\bar{e})によって定まる。租税収入(T)は、課税所得に依存するので、 $T = T(Y - \bar{e})$ だからである。

したがって、課税所得の範囲は、最高所得階層の上昇につれて、免税点がどのように移動するかによって依存している。

課税最低限は、家計の収支均衡点(ゼロ貯蓄階層)よりも高くなければならないから、免税点は収支均衡点と比例し移動すべきである。そして、

経済成長に伴って、貯蓄率(所得に占める貯蓄の割合)は上昇するから、収支均衡点もまた上昇する。

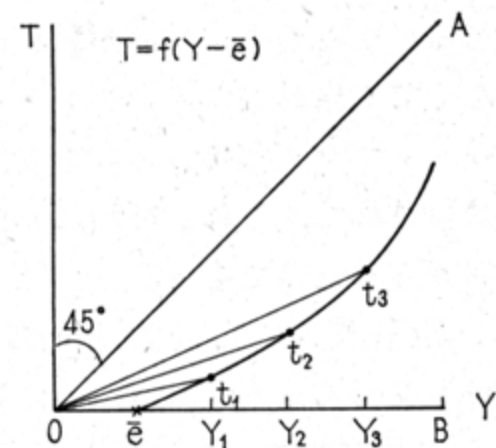
(3) 税率の累進度。税収の屈伸性を決定するのは、単に法定税率表ではなくして、実効税率である。そして、法定税率と実効税率とを著しく変えるのが、所得(あるいは支出)分布の変化である。

法定税率について、はじめて判定基準(tax criteria)を理論的に明らかにしたのは A. C. Pigou [1] である。その基準のすべてを満足する租税構造——すなわち租税関数の形状を図示しよう¹⁾。

図において、横軸は課税所得である。その最高額は B 点、免税点(\bar{e})は一定である。租税は原点(ゼロ所得)から引いた 45° 線(AO)の下の部分に課せられなければならない。課税所得は AOB の範囲内になければならない。租税関数の形状は、免税点から出発して、比例税の場合には直線だが、累進税の場合には原点に対して凸状の曲線であればならない。課税所得 Y_1 に課せられる租税は $t_1 Y_1$ である。この場合に平均税率は原点から t_1 までの直線と横軸との角度であり、限界税率は切点 t_1 における勾配である。

そして横軸(課税所得)と縦軸(租税収入)とを、ともに対数刻みで表示すれば、曲線はほぼ直線と

図 1 租税構造



1) $T(Y)$ において、(1) $T(0) = 0$; (2) $T(Y)$ は non-decreasing; (3) $T(Y)/Y$ は単調増加関数; (4) $T(Y) \leq Y$ 。

しかし、免税点(\bar{e})を考慮に入れると、(1) $0 \leq Y \leq \bar{e}$ の範囲において、 $T(0) = 0$, (2) $T(Y)$ は convex, (3) $f'(Y) < 1$ となる。cf, M. E. Levy, *Income Tax Exemptions, An Analysis of the Effects of Personal Exemptions on the Income Tax Structure*, New York, 1960.

なり、この直線の勾配は、所得変化率に対する税収の変化率との比率——すなわち後に述べる税収の所得弾力性を表わすことになるのである。

累進制とは、単に平均税率が課税所得とともに上昇し、平均税率の変化率がつねにプラスであるだけではなく、限界税率もまた上昇して、限界税率の変化率がつねにプラスであることを要する。だから、租税関数の形状は原点に対して凸状となるのである。

限界税率は低所得層に近づくほどゼロに近く、高所得層へ近づくほど1に近くなる。しかし、実際にはそのような両極端の場合はほとんど起こりえない。

租税の景気感度——その所得弾力性は、後に述べるように限界税率と平均税率との比率である。したがって、この租税関数の形状において、平均税率の上昇率よりも限界税率の上昇率の高い場合の方が弾力性が高いわけである。

実際の租税関数は、このように理想的な形状をしていない。多くの場合において非連続な段階関数であって、したがって段階を昇るときに急激に飛躍する。

さらに曲線のうち凹状の部分が存在すると、限界税率が100%を超える領域が出現する。(わが国の昭和36年度の所得税の法定税率は、所得10万円以下に対する8%から、6000万円以上に対する75%まで、15段階の超過累進税率である)。

比例税の場合、平均税率は所得とともに変動しても、限界税率は一定だから、高額層へ向うほど、屈伸性は低下するわけである。

以上は法定税率の構造だが、所得弾力性の値に影響するのは実効税率である。

実効税率とは実際の課税所得の階層別分布に対応する課税の分布である。だから、法定税率と実効税率とで差異が生じるのは、所得分布の変化を反映しているのである。

実効税率において、階層別に限界税率と平均税率とが公表されるならば、階層ごとに後述の弾力性が測定される。

後の実測の示すように、わが国の法人税は比例税(法人所得200万円以下33%、200万円以上

38%)であるのに、景気変動によって法人所得が高額層へ偏ったときには、所得税と同様に高い弾力性を示しているのである。

一般に租税収入の屈伸性(E_T)とは、一定の課税所得の変化に反応して、税収がどのように変化するかを示すものである。すなわち、所得変化率に対する税収変化率である。ところが、これはまた次のように平均税率に対する限界税率の比率として示されるのである(Y =課税所得、 T =租税収入、 A_T =平均税率、 M_T =限界税率)。

$$E_T = \frac{\Delta T}{T} \bigg/ \frac{\Delta Y}{Y} = \frac{\Delta T}{\Delta Y} \bigg/ \frac{T}{Y} = \frac{M_T}{A_T} \quad (1.1)$$

すなわち、屈伸性の尺度は限界税率を平均税率で割ったものに等しい。平均税率よりも限界税率の変化がはげしいほど、屈伸性は強いわけである。

以上の尺度は法定税率ではなくして、実効税率の変化を反映するものである。実効とは、上述のように課税所得の階層別分布に対する課税の分布を示すものである。だから、法定税率が不変のままでも、所得あるいは支出の分布変化によって実効税率は変動し、たえず弾力性は変化するのである。

この屈伸性は、各所得階層別に限界税率と平均税率とが公表されるならば、階層別弾力性が測定できる。またこの感度は租税の種目によって異なるはずである。個人所得税は累進制なので税収の屈伸性が強いが、法人所得税は比例制であるのに法人所得の変動が甚しいために屈伸性が高い。また、消費税は同じく比例税だが、消費の変動が比較的安定しているために税収の屈伸性が低いと予想される。

ところが、この階層別屈伸性の実測において、所得税の場合に各所得階層別に限界税率と平均税率とが、したがって階層別弾力性がわかるのは、申告分だけである。また、消費税については支出階層別の消費税統計は作成されたことがないから、支出階層別弾力性はわからない。ただ、全体としての消費税が個人支出全体に対する感応の程度だけが測定されるに止まる。

このように税収の屈伸性を、弾力性をもって測定しようとするのは、R. A. Musgrave [4], R.

E. Slitor [5], M. O. Clement [6], Leo Cohen [8] など、多数の財政学者の採用するところである。しかし、注意すべきは、後述のように、乗数効果を通じる安定化作用において活動するのは、実際には限界税率だけなのである。

租税収入が貨幣所得に依存する限り、貨幣所得の変動に従属して、租税はあたかも自動的に変動すると期待される。

租税のうち、個人・企業に対する所得税収入がそれらの課税所得に全く依存し、しかも税率が個人所得税の場合のように累進的であれば、貨幣所得が上昇しつつある時期において、財政支出一定そして税率が不変のままでも、所得税は増加し、逆に貨幣所得が下降しつつある時期にはその租税は減少すると期待される。

一般的な観測によれば、成長経済において、個人所得が増大するだけではなく、所得が高額層へ推移するにつれて、実効税率もまた上昇する。すなわち、法定税率表は不変のままでも、実際の平均税率と限界税率とはともに上昇する。

そして、租税体系において、所得税や法人税のような景気変動による感応度の高い税種目が多くの割合を占めていればいるほど、租税収入は景気変動と経済成長に対して鋭敏に反応する。すなわち、このような装置を具備している限り、好況（あるいはインフレーション）の時期において租税は予想以上に増大し、逆に不況（あるいはデフレーション）の時期には、租税は急激に減少するはずである。

だから、このような租税の自動装置が内在しているならば、景気対策は比較的容易であって、極端に言えば、政府は成長政策だけに専念すればいいことになる。

しかし、たとえ租税構造において、以上のような自動装置がそなわっているにしても、財政支出の効果——とくに乗数効果とそれが結びつかない限り、租税の自動屈伸性だけでは安定化装置とは言えない。安定化の作用があるかどうかは、この租税の屈伸性が再び反転して所得変化に対して、どのように影響するかが明らかにされなければ、わからないからである。

また、この自動安定化が長期にわたって作用するかどうかは、租税構造および租税体系が長期にわたってどのように変化するかという問題に連関するのである。

II 安定化作用

以上の租税収入の景気感応度がそのまま経済の安定化作用をもつと考えられたことがあったが、いまは租税の屈伸性が経済成長の安定化に役立つ程度は、乗数作用の緩和という形で考えられるように変りつつある。

課税所得を Y 、租税を T とすれば、可処分所得は $Y-T$ である。限界税率を t とすれば、 $T=tY$ である。

ところで、消費 (C) は可処分所得から行われる。したがって、限界消費性向を c とすれば

$$C=c(1-t)Y$$

投資 (I) を独立投資とすれば、 $Y=C+I$ だから、投資乗数は

$$\Delta Y = \left[\frac{1}{1-c(1-t)} \right] \Delta I \quad (2.1)$$

限界税率の低下は、所得増加を誘発し、逆に限界税率の上昇は、所得低下をもたらす。租税の安定化作用とは、この限界税率の上昇あるいは下降による景気変動の抑制を指しているのである。租税の所得弾力性は、前述のように

$$E_T = \frac{\Delta T}{\Delta Y} \cdot \frac{Y}{T} = t \cdot \frac{Y}{Y}$$

だから、 $t = E_T \cdot \frac{T}{Y}$ としてこれを (2.1) 式に導入するのが Musgrave [9, pp. 508-509] である。

$$\Delta Y = \left[\frac{1}{1-c \left(1 - E_T \frac{T}{Y} \right)} \right] \Delta I \quad (2.2)$$

すなわち、租税の屈伸性が逆に所得変動をどの程度まで抑制するかを示すものである。

しかし、以上のような操作は甚しく形式的であって、弾力性を平均税率で割ったものは限界税率にすぎぬことが忘れられているようである。

もっと複雑な経済模型を構想しても、租税が所得水準に依存する限り、租税(限界税率)を通じて、乗数作用が緩和されることに変わりはない。

乗数作用は短期の現象である。しかし、成長模型に租税を導入すれば、その結論は明白である。経済成長とともに実効税率が上昇しない限り、消費、投資、政府支出のいずれかの増大による超過需要を相殺することはできない。

さて安定化作用と直接に関係するのが、実効限界税率であるということになると、所得変化に対してなんらの感応も示さない場合と、感度の高い場合とを区別して、両者を比較するという企図が出てくる。つまり、両極端として租税の所得弾力性がゼロ ($E_T=0$) の場合の所得水準 (Y_0) と、それが1 ($E_T=1$) の場合の所得水準 (Y_1) とを比較することである。Musgrave [4, pp. 380-381] の用いる尺度は、次のようである。

$$\alpha = \frac{\Delta Y_0 - \Delta Y_1}{Y_0} = 1 - \frac{\Delta Y_1}{\Delta Y_0}$$

弾力性がゼロとは、所得変動にもかかわらず租税が一定の場合である。ところで、所得変化は独立要因の支出 (ΔA) の乗数効果によって発生したのだが、租税収入の安定化作用は租税の所得弾力性が乗数過程を通じて動くことにあって、独立支出そのものには影響しない。だから租税の屈伸性だけによって調整される所得変化を見なければならぬ。そのためには支出における独立変化を取除かねばならない。租税の安定化作用は乗数に及ぼす効果に由来し、それは支出変化に影響しないからである。そうすると、安定化の尺度は次のように改められる。

$$\begin{aligned} \alpha &= 1 - \left(\frac{\Delta Y_0}{\Delta A} - \frac{\Delta Y_1}{\Delta A} \right) \\ &= 1 - \frac{\Delta Y_0 - \Delta Y_1}{\Delta A} \end{aligned}$$

これが E. Cary Brown [10] の用いる尺度である。

さらに P. H. Pearse [12] が修正した尺度は、

$$\alpha = 1 - \frac{\Delta Y_1 - \Delta A}{\Delta Y_0 - \Delta A} \quad (2.3)$$

である。

独立変化 (ΔA) を分子と分母の両辺から差引く理由は、上述のように租税の屈伸性による安定化作用は、乗数に影響を与えるが、所得変化を起こ

した独立支出の変化とは無関係と考えられるからである。

III 成長と租税

以上が租税収入の経済安定化作用の理論の展開である。経済全体として見れば、もとより政府部門だけの決定による作用を扱うものである。

国民支出 (E) の変化は、独立支出 (A)、個人消費支出 (C)、そして企業投資 (I) の合計である。

$$\Delta E = \Delta C + \Delta I + \Delta A$$

そして、民間所得は個人所得 (Y_p) と企業所得 (Y_b) すなわち未処分利潤 (S_b) とを含む。企業所得の民間所得に占める割合を b とすれば、

$$\Delta S_b = b \Delta Y$$

$$\Delta Y_p = (1-b) \Delta Y$$

個人所得の変化に対する個人租税の限界税率を t_1 で表わし、個人の税引(可処分)所得からの消費性向を c で表わせば、

$$\Delta C = c \Delta (1-t_1) (1-b)$$

はじめに投資を独立投資のみとすれば、

$$(\Delta I = \Delta A),$$

$$\Delta Y = \frac{\Delta I}{1-c(1-t_1)(1-b)} \quad (3.1)$$

これが個人、企業、政府における独立要素 (A) の所得発生効果を示すものである。

他方、租税が所得変化に対して不感応ならば、($E_T=0$),

$$\Delta C_0 = c \Delta Y_0 (1-b)$$

$$\Delta Y_0 = \frac{\Delta I}{1-c(1-b)}$$

そこで、これをさきの Pearse の尺度すなわち (2.3) 式へ代入すれば、

$$\beta = \frac{ct_1(1-b)}{[1-c(1-t_1)(1-b)]/[c(1-b)]} \quad (3.2)$$

これが、個人所得税による自動安定化作用の構造を示すものである。

租税収入が所得変化に対して感応しない場合よりも、 $c(1-b) < 1$ である限り、屈伸性の高い場合の方が所得変化は少ない。

投資が独立投資ではなくして、企業利潤による

誘発投資とすれば、

$$\Delta I = ib\Delta Y(1-t_2)$$

i は限界投資性向, t_2 は企業利潤に対する限界税率である。

個人所得税と法人所得税とによる安定化作用は、

$$\beta' = \frac{ct_1(1+b) - ibt_2}{[1 - c(1-t_1)(1-b) - ib(1-t_2)] / [c(1-b) + ib]} \quad (3.3)$$

これが自動安定化作用の構造を示すものである。

(1) 租税の景気感度が高いとき, $c(1-b)$ が 1 より小なる限り (すなわち個人所得の変化が消費以外の支出へ向けられる限り), 所得変化は租税が屈伸性をもたぬときよりも少ない。租税の変化は支出における独立変化の財源が何であるかにかかわらず同一である。

民間経済において, 企業利潤の分け前 (b) が多いほど, また個人の消費性向 (c) が高いほど, 乗数効果は大きい, それは租税の安定化装置とは直接には関係はない。

装置に関するパラメーターは, 個人所得税の弾力性 (E_p) と企業所得税の弾力性 (E_b) だけである。個人所得税の弾力性が企業所得税の場合より高い ($E_p < E_b$) とときには, 企業利潤の分け前の小さいほど安定化作用は大だが, 逆の場合 ($E_b > E_p$) には, 企業利潤の分け前の大きいほど安定化作用は強い。〔12〕

租税の屈伸性は短期現象であり, これを含む乗数作用もまた短期についてのみ妥当する。租税の安定化作用は, 租税構造, 所得分布, そして経済成長の一定のときのみ長期現象として出現するのである。

わが国戦後の税制は毎年改訂が行われているため, 租税構造それ自体が甚しく不安定である。また, 戦後の所得変動は, これまた成長率 (所得増加率) の不安定として表われている。

したがって, 各税種目の所得弾力性もまたきわめて急激な変動を免れない。一般的に, 租税の増加率と成長率とを比較すれば (第 1 表), 成長率の高かった年度においては, 租税もまた高い増加率を示し, したがって租税の弾力性も高いが, (27, 32, 35 年度) ひとたび成長率の鈍化を生ずるや,

第 1 表 租税の増加率と成長率

年 度	租 税 増加率 (%)	成 長 率 (%)	弾 力 性
27	33.66	12.4	2.71
28	25.34	13.3	1.90
29	2.57	4.8	0.54
30	4.63	11.6	0.40
31	19.38	13.5	1.43
32	18.07	8.6	2.09
33	0.75	2.8	0.37
34	18.89	17.8	1.06
35	33.37	17.8	1.87

資料:『国税庁統計年報書』,『国民所得白書』,『経済白書』。

急激に租税も減少している (29, 33 年度)。そして, 租税の増加率と成長率との間には, 明らかに time-lag が存在する (29~30 年度, 32~33 年度)。

課税所得の変化によって階層別租税収入がどのように変化するかを実測しうる資料は, 個人所得税については申告分のみであり, 源泉分の所得階層別課税は明らかにされていない。また, 消費税のすべてについて, 支出階層別統計は作成されていない。

だから所得税の申告分については課税所得の変化による弾力性を, 消費税については個人消費全体の変動に対する各消費税の租税の弾力性を測定しうるに止まる。(第 2 表, 第 3 表)。

実測の結果が明らかに示すように, 一般に弾力性は甚しく変動している。そして (1) 所得税のように屈伸度の高い装置をもつ税の弾力性の高いことは予想の通りだが, (2) 法人税のように租税関数それ自体は比例税なのに, 弾力性が高いのは, 法人の課税所得の甚しい変動によるものである。(図 2 は横軸に法人所得, 縦軸に法人税をそれぞれ対数刻みに表示したものであって, 番号は昭和年度を示す)。(3) 注目すべきは, 物品税の弾力性の高いことである。これは明らかに単なる消費

第 2 表 所得税の弾力性

年 度	源 泉	申 告	法 人
28	1.204	-0.758	0.501
29	0.072	-1.113	0.064
30	-0.358	-0.303	-0.578
31	0.685	0.660	2.549
32	-1.217	-0.276	2.305
33	1.055	-0.510	-3.287
34	0.532	0.230	1.678

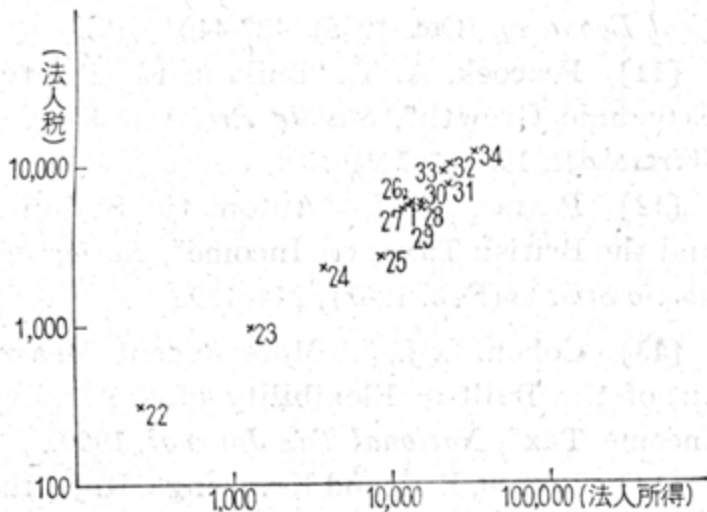
資料:『国税庁統計年報書』,『経済白書』。

第3表 消費税の弾力性

年度	酒税	揮発油税	物品税	専売益金	関税	印紙収入
28	0.038	1.957	1.301	1.020	2.349	2.404
29	0.868	4.866	-0.745	-2.382	-2.180	1.708
30	0.770	1.624	1.631	-0.686	1.334	0.800
31	1.022	3.716	2.977	0.448	9.493	2.978
32	1.171	6.071	2.063	0.761	1.543	2.098
33	0.520	2.643	4.278	0.622	-0.036	1.471
34	1.224	4.856	3.386	-0.024	6.209	1.843
35	1.186	2.129	2.670	0.947	3.021	1.603

資料：『国税庁統計年報書』、『国民所得白書』、『経済白書』。

図2 法人税



水準の上昇ばかりでなく、消費内容が物品税の対象である第1種(宝石、貴金属等)や第2種(自動車等)へ移行していること—すなわち消費分布の変化を反映していることである。家計調査や消費者物価指数にはこれが十分に表現されていないのである²⁾。

もともと財政による調整は短期の対策である。そこで経済変動のうち所得分布が比較的安定している期間においては、経済成長の過程において、安定化装置としては、租税体系の変化が重要である。

租税体系とは、従来の直接税、間接税あるいは累進税、比例税のような漠然とした区別ではなくして、税収の所得弾力性による区別に基づくものであるべきことは、以上によって明らかである。所得弾力性の高い税種目が税収入に占める割合が多いほど、景気変動に対する調整手段として有力

2) ここでは所得税・法人税の階層別弾力性には立入らない。戦前のわが国の各税種目の所得弾力性については、拙稿「景気変動と租税収入」(井藤半弥博士退官記念論文集、『財政学の基本問題』昭和35年、所収)。

なことは言うまでもない。租税体系とはこのような考慮に基づく租税種目の組合せに他ならないのである。

一時期の階層別限界税率を比較することも、各税種目の所得(あるいは支出)弾力性を比較することも、それだけでは短期の観測に止まる。租税の安定化作用を観測しようとするとき、少なくとも3つの要因の変化が課税に及ぼす影響を見逃すことができぬ。(1)法定税率の変化、(2)一般物価および実質所得の変化、(3)所得分布の変化である。

(1) 税率(ことに限界税率)が上昇すればするほど、累進制を採用する限り、税収は増加する。

(2) 税率が不変でも、一般物価が上昇すれば、税収は増加する。実質所得の増加(経済成長)のみならず、物価上昇率が重要な要因である。

(3) 所得(したがって支出)分布が高額層へ傾けば、税率と物価とが不変でも、実効限界税率は上昇し、逆に所得分布が低額層へ傾けば、低額層の税負担は相対的に低下する。

戦後各国に見られる一般的傾向は、法定税率低下、物価上昇、実質所得上昇、所得分布均等化の傾向である。言い換えれば、物価および実質所得の上昇が法定税率低下と所得分布均等化を相殺する傾向にある。長期にわたる経済成長と税収の自動安定化作用との関係を扱った A. F. Peacock の議論が [11] 必ずしも明確な結論に達していないのも、以上の対立傾向の推移について予測が困難だからであると思う。

すなわち、弾力性の高い所得税や法人税が租税体系の中心的位置をいつまで維持しうるかは、成長率上昇と所得分布均等化という反対運動によって累進の程度がどのように変化するか依存しているのである。

もちろん財政による調整は、経済安定を達成するための唯一の手段ではない。民間経済における自律調整の他に、貨幣政策や公債政策、さらに物価と賃金との統制が有力な仕方となることもある。

安定化のための弾力的な予算は赤字あるいは黒字となるから、赤字をまかなう資金調達、あるいは剰余金の処理を伴う。それはまた民間と政府との請求権の構造に変化を及ぼす。

借入資金の調達が新規発行の貨幣による場合は
 拡張政策にとってもっとも有効である。また、剰
 余金が支出されずに留保される仕方は、縮小政策
 にとってもっとも有効である。いずれも、可処分

所得の変動を通じて、消費の変動をおこすからで
 ある。だが、ここでは、あくまでも政府部門に内
 在する装置だけに考察を限定したのである。

〔文 献〕

[1] Pigou, A. C., *A Study in Public Finance*,
 3rd revised edition, 1947.

[2] Levy, Michael E., *Income Tax Exemptions*,
 1960.

[3] Vickery, William, "The Effect of Avera-
 ging the Cyclical Sensitivity on the Yield of the
 Income Tax", *Journal of Political Economy* (Sept.
 1945), 276.

[4] Musgrave, R. A. and Miller, M. H., "Built
 in Flexibility," *Readings in Fiscal Policy*, 1955,

[5] Slitor, R. E., "The Measurement of Prog-
 ressivity and Built-in Flexibility", *Quarterly Jour-
 nal of Economics* (Feb. 1948), 309-313.

[6] Clement, M. O., "Quantitative Impact of
 Economic Stabilizer" *Review of Economics and
 Statistics* (Feb. 1960) 1650-61.

[7] Pechman, J. A., "Yield of the Individual In-
 come Tax During a Recession", *Policies to Combat
 Depression*, NBER, 1956.

[8] Cohen, Leo, "An Empirical Measurement
 of the Built-in Flexibility of the Individual Inco-
 me Tax", *American Economic Review* (May 1959),

532-541.

[9] Musgrave, R. A., *The Theory of Public Fi-
 nance*, 1959.

[10] Brown, E. C., "The Statistic Theory of
 Automatic Fiscal Stabilization", *Journal of Poli-
 tical Economy*, (Oct. 1955), 427-440.

[11] Peacock, A. T., "Built in Flexibility and
 Economic Growth", *Stabile Preise in Wachsender
 Wirtschaft*, 1960, 207-219.

[12] Pearse, P. H., "Automatic Stabilization
 and the British Taxes on Income", *Review of Eco-
 nomic Studies* (Feb. 1962), 244-139.

[13] Cohen, L. J., "A More Recent Measure-
 ment of the Built-in Flexibility of the Individual
 Income Tax", *National Tax Journal*, 1960.

[14] Brown, E. C. and Kruijenga, R. J., "Income
 Sensitivity of a Simple Personal Income Tax", *Re-
 view of Economics and Statistics* (August 1956), 26
 0-269.

[15] Prest, A. R., "The Sensitivity of the Yield
 of Personal Income Tax in the United Kingdom",
Economic Journal (Sept. 1962), 576-596.